

仕 様 書

1 工事件名 1号建物空調機据付

5 特記事項

2 工事場所 鹿児島県薩川内市冷水町539-2
陸上自衛隊川内駐屯地

(1) 本役務で使用する資機材は、すべて新品のものとする。なお、新設空調機器は支給品とし、詳細は下表に示す。ただしワイヤレスリモコンが不具合のため本役務により取替とする。

機 種	支 給 品 詳 細	設 置 場 所
機 様	ダイキン FHP80DG・RZRP80BCT 冷房能力7.1KW 暖房能力8.0KW 室外電源 3相200V 天吊型	1号建物2階通信室
リモコン	ワイヤレス (付属品)	
機 種	ダイキン FHP63DG・RZRP63BTC 冷房能力5.6KW 暖房能力6.3KW	1号建物2階通信室
機 様	室外電源 3相200V 天吊型	
リモコン	ワイヤード (付属品)	

4 一般事項

(1) 本仕様書は、陸上自衛隊川内駐屯地で実施される「1号建物等空調機据付」に適用する。

(2) 工事で使用する足場は、脚立足場を標準とし、作業に支障がなくかつ安全なものとする。

(2) 本役務は本仕様書によるほか、記載されていない事項は、下記の国土交通省監修標準仕様書によるものとする。

(3) 機器設置は、試運転を実施するとともに、絶縁測定を実施し、結果を提出するものとする。

① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)及び(機械設備工事編)

② 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)及び(機械設備工事編)

(3) 請負者は施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点等が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。

(4) 施工時期及び実施方法などは、事前に監督官と打ち合わせるものとする。

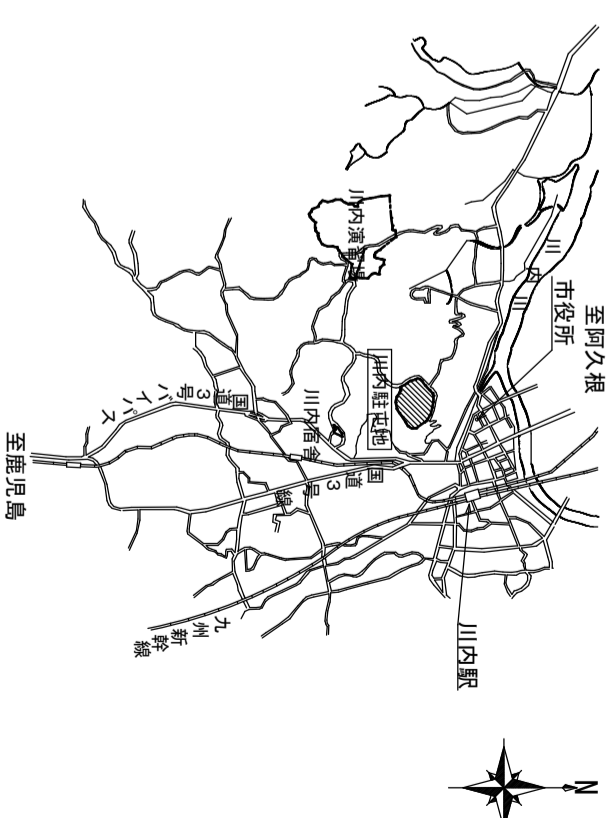
(5) 請負者は、工事の施工にあたり、諸法規を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、その運営及び適用は、請負者の負担と責任において実施するものとする。

(6) 請負者は、工事の施工にあたり、監督官の指示する書類(工程表・着工届等)を速やかに作成し、提出する。

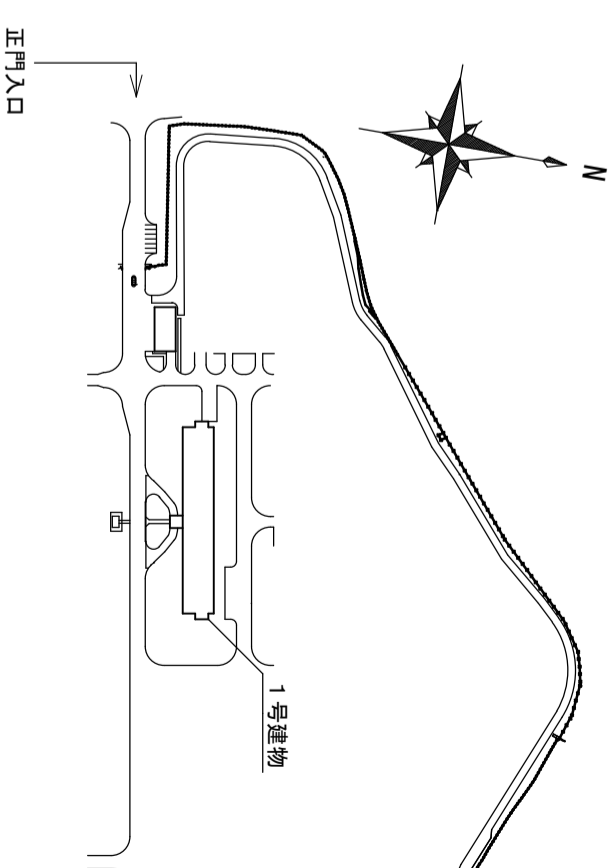
(7) 請負者は、工事の施工にあたり、監督官の指示する箇所をカラー写真で撮影し、工事終了後、速やかに整理し1部提出する。

(8) 請負者は施工にあたり、官側から電気、水等の供給は受けられないものとする。発生材(鉄くず等の売払い可能なもの)は、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材報告書を添えて引渡すものとする。産業廃棄物については、請負者の責任において適切に処分し、産業廃棄物管理票(A・E票)の写しを監督官側に提出するものとする。

(9) 請負者は施工にあたり、官側から電気、水等の供給は受けられないものとする。発生材(鉄くず等の売払い可能なもの)は、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材報告書を添えて引渡すものとする。産業廃棄物については、請負者の責任において適切に処分し、産業廃棄物管理票(A・E票)の写しを監督官側に提出するものとする。



案 内 図



配 置 図

工事件名	1号建物空調機据付		
図 名	仕様書、案内図、配置図	縮 尺	各 図
作成年月日	令和7年4月4日	図面番号	2 / 3
川内駐屯地業務隊 管理科			